

平田中学校いじめ防止基本方針

令和 2 年 4 月

岩国市立平田中学校

目 次

I いじめ防止等に関する基本的考え方

- 1 いじめの定義 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2
- 2 いじめ防止のための組織 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 3

II いじめ防止

- 1 基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 4
- 2 いじめ防止ための具体的な取組 ······ ······ ······ 4

III 早期発見

- 1 基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 5
- 2 いじめの早期発見のための措置 ······ ······ ······ 5

IV いじめに対する考え方

- 1 基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 6
- 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応 ······ 6 ~ 7
- 3 インターネット上のいじめの対応 ······ ······ 7
- 4 いじめの解消について ······ ······ ······ ······ 7

V 重大事態への対応

- 1 基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 8
- 2 対応概要フロー図 ······ ······ ······ ······ ······ 9

I いじめ防止に関する基本的考え方

1 いじめの定義

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

- ※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称

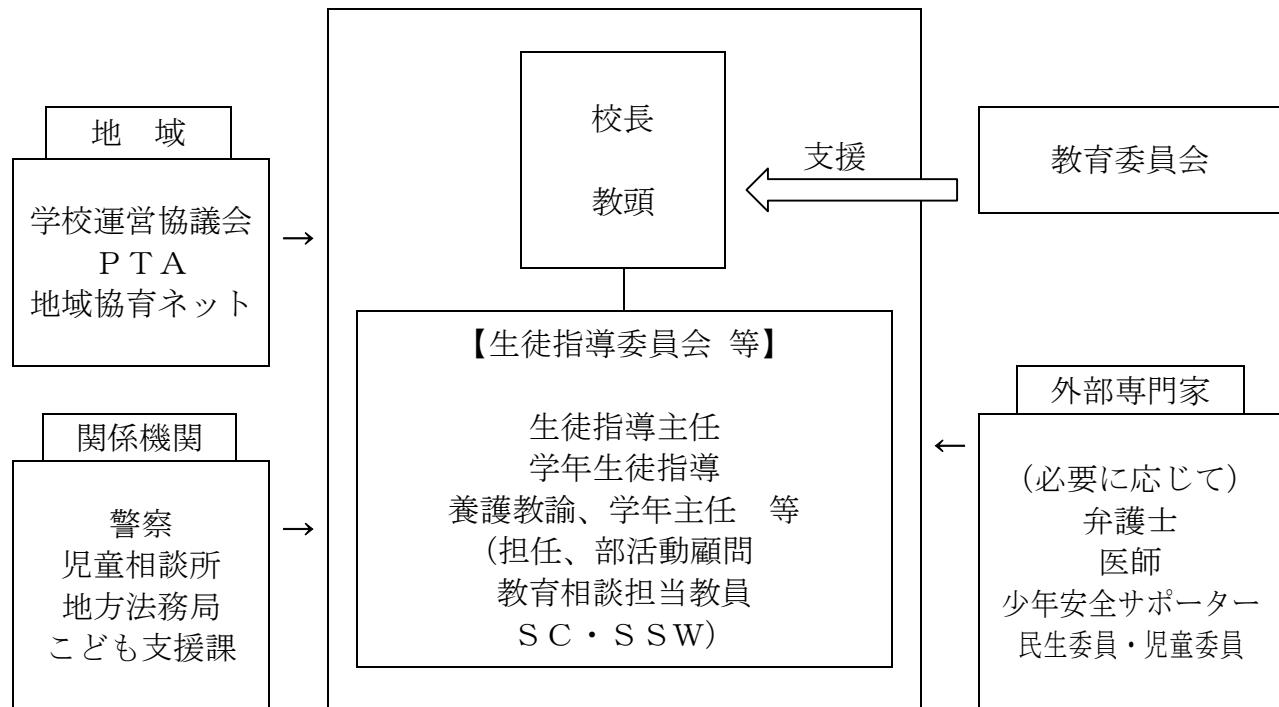
「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、担任、部活動顧問、教育相談担当、S C、S S W 等

学校のいじめ対策組織（いじめ対策委員会）

いじめ対策委員会



(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 各取組みの有効性のチェック
- カ いじめ防止基本方針の見直し

II いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 共通理解…平素からいじめについての共通理解を図るために、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑩のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ 「いじり」と呼ばれる、生徒、教職員による無自覚ないじめも、相手の人権を侵し、傷つける行為であり、その他のいじめと同様である認識をもつ。
- ⑩ 性別や国籍等に対する誤った考え方や差別する言動も、相手の人権を侵し、傷つける行為である認識を強くもち、日頃から生徒の言動に注意を払う。

(2) 情報の共有…いじめ対策会議で、いじめについての把握や取組の検証・改善を図り、教育相談部会と情報を共有する。（学期に1回開催）

(3) 肄然とした姿勢…「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から生徒に示す。

(4) 教科・道徳・学級指導…生徒の考え方や意見を引き出し、それを大切にするとともに認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気をつくる。

(5) 学校行事・部活動等…他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った価値を認める集団規範を醸成するとともに支持的風土をつくる。

(6) アンケートの実施…週一回の生活アンケート（山口県版学校適応感 Fit 等適応感調査含む）を実施し、未然防止に努める。

(7) 生徒会主体の仲間づくり…生徒会でいじめ防止に取り組む。平田中生徒会目標の、「いじめのない学校づくり」をめざした活動を組み込む。

III 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、週1回実施する。定期的な教育相談の機会としては、学期毎の教育相談週間がある。毎日の生活ノートからも、多くの情報を入手している。また、日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどうであるかという点に気をつけて観察していく。遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について、連絡しておくことが必要である。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。
- (4) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。
定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

IV いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導主任や学年主任に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関との相談をする。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを發揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用して生徒の自治力の育成も図る。また、スクールカウンセラーとの連携も必要である。体育

祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

3 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

4 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

V 重大事態への対応

1 基本的な考え方

(1) いじめの重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法第28条】

※ 児童生徒・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

- (2) 重大事態が発生した場合には、設置者である教育委員会を通じて市長へ報告する。
- (3) いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため保護者と十分連携を取り、必要があれば生徒への弾力的対応を検討することが必要である。
- (4) いじめられている生徒を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。
- (5) 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応してゆくことが肝要である。
- (6) 適切に関係機関との連携を図ることが必要である。

2 対応概要フロー図

